

DIO

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

第24巻第9号通巻263号

連合総研レポート

2011年9月1日

No.263

CONTENTS

特集

震災復興が問うコミュニティ再生

コミュニティと「福祉都市」のビジョン

広井 良典……………4

復興に向けて

—まちづくりの論点とキーワード—

西田 穰……………10

コミュニティの再生と協同組合のアプローチ

—社会づくりツールとしての「新しい公共」を通して—

法橋 聡……………14

寄稿

巻頭言……………2

永田町と国民のコモン・センスの 違いは？

視点……………3

最近の企業行動と国内雇用を考える

研究ノート……………17

勤労者が抱える失業と生活の不安 ～「勤労者短観」10年間の分析～

今月のデータ……………23

厚生労働省「毎月勤労統計調査 地域別特別集計」(2011年6月分)

雇用は東日本で減少、北海道・中部・ 西日本で増加

事務局だより……………24

ホームページもご覧ください

<http://www.rengo-soken.or.jp/>

連合総研は、公益財団法人に移行しました。

違っている？ 永田町と国民のPTU・サンスの

草野忠義
連合総研理事長

私の恩師が7月の日経新聞の「私の履歴書」に登場していた。駄洒落の大好きな先生だが、その中の一節に次のような件があった。「…文学座・文芸部顧問になった。その発表の席でなにか聞かれたら、『顧問に必要なのはコモン・センス』と答えるつもりだったが、なにも聞かれなかった。」コモン・センスは一般的には「常識」と訳されることが多いが、テレビなどではとても「常識」とは思われなことをいかにも常識として使っていることがままある。そこで、ここでは辞書の助けを借りて「良識、分別、共通感覚」という意味で使うこととする。そういう視点で見ると、昨今、政治の場では世間のコモン・センスとかけ離れたようなことが散見される。幾つかの例を挙げて私見を述べてみたい。

① マニフェストについて

政府・与党内でマニフェストについて見直すべし、国民との約束なので見直すべきではないとの論争があると聞いている。今までの政権公約が投票終了と同時に反故にされて来たことを考えれば、マニフェストを大事にすることは言うまでもないが、情報不足や敢えて言えば準備不足で、政権に就いてマニフェストの内容に齟齬をきたした場合は、その内容を国民の前に明らかにしてお詫びをしながら修正するのは致し方ないことだと考える。国民の多くはその説明に納得性があれば十分受け入れてもらえるし、それがコモン・センスではないだろうか。出来もしないことに何時までも拘る方が、国民から見て不信感が増してくる。政争や政局がらみでこの問題を扱うべきではないと考える。

② 脱原発について

脱・原発、減・原発、そして縮・原発などの言葉が踊っている。福島の子力発電所の事故で多くの皆さんが、大変な苦しみに直面されていることは十分承知しているし、一刻も早くその苦しみから解放されることを心から願うものであるが、我が国のエネルギー政策をどうしていくのかは、我が国の経済・産業、そして国民生活にとって極めて大きな課題だと考える。言葉が踊っていて、

政策がついてこないのはそれこそ国民にとって不幸なことである。要は、我が国の総合エネルギー政策をどうしていくのかを正面から議論すべきである。明日から原子力発電を全てなくして良いと考えている人は少ないと思う（そういう意見の人がいることは承知しているが）。代替エネルギーや自然エネルギーに転換していくことに如くはないが、直ぐにできるわけではない。自動車の例をとれば、極めて厳しい排気ガス規制の中で、関係者のそれこそ筆舌に尽かせない努力の結果、我が国の自動車は世界に冠たるクリーンな自動車を誇るようになった。このように関係者の努力を求め、いち早く再生可能エネルギーの比率を上げていくための施策を早急に打ち出すべきであるが、その間には一部、原子力発電を利用していかなければならない。これが現実であり、コモン・センスではないだろうか。不要・無用な議論は直ちにやめるべきである。もちろん、安全を第一にするのとは言うまでもない。

③ 国会議員の定数是正について

憲法に違反するとのことで、国会議員の定数是正が、震災対策の議論の陰で検討が行われているようだが、報道も小さいし、情報も少なくどのような議論が行われているのか定かではない。しかし、限られた情報だけで判断すると、これまたコモン・センスとはかなり違う検討が進んでいるようである。多少の定数是正で言葉は悪いが「お茶を濁す」ようでは困る。議員会館にお邪魔することがあるが、確かに以前の議員会館は狭すぎて、お客との意見交換も周りを気遣いながらしなければならないような状態であったし、とりわけ秘書の皆さんは居づらそうにしていた。そういった意味で今回新築した新しい議員会館は、国会議員にふさわしいものになったと思う。それぞれの議員室（秘書のスペースも含めて）の広さもほぼ以前の二倍になったと聞いており、適当だと考えるが、だとしたら国会議員の数を半分にするぐらいの抜本的な定数是正（当然選挙制度や区割りの改革を含む）を行うべきではないだろうか。これが国民の多くの良識だと思うが、如何。

(2011. 8. 2 記)

最近の企業行動と国内雇用を考える

近年、工業製品の分野では、近隣諸国を中心とした新興国の技術レベルが著しく向上したことにより、製品市場における我が国の競争力は低下しつつあるといわれている。また、東日本大震災を契機に、世界の部品市場において我が国は重要な位置を占めていることが再認識されたが、同時に、海外にある最終製品製造企業が価格決定権を持ち、部品供給を行う我が国の企業は弱い立場にある場合が多くなっているということも認識させられた。

加えて、2008年秋のリーマン・ショック以降、為替相場は1ドル100円を上回る円高水準で推移していることもあり、価格競争力維持のためには製造拠点の海外移転を促進すべきとの声も大きくなっている。長らく、我が国の富を生み出す源泉としての役割を担ってきた製造業の立場は揺らいでいるように見える。

また、識者の間に、富裕な先進国である日本やドイツにおいて、生産や雇用に占める製造業の割合が高いのは不適切であり、サービス産業がより大きな位置を占めているべきとの意見もある。

しかし、我が国では、高齢化の影響もあり家計貯蓄率は2000年には一桁になった後も低下傾向で推移し、現在は約3%と主要先進国の中では最低水準となっている。また、2009年には、民間部門と政府部門の貯蓄の合計である国民貯蓄率はマイナスに転じている。こうした中で、人々は、医療・介護は別として、それ以外のサービスに対してより多くの支出を行うようになるであろうか。中には、情報・通信サービスのように生産性が高く、国際取引が行われることにより、海外から収益を得られる業種もあるが、そうしたものは限られており、多くは、国内の他の産業の従事者による支出にその売上・所得が従属する形にならざるを得ない。現在の経済状況のままで、単にサービス産業従事者を増加させても、労働条件が相対的に低い労働者が増加するだけになると考えられる。

では、どのような産業構造が望ましいのであろうか。このままでは、我が国は、今後も少子高齢化が進展する中で、基本的に貯蓄率は低下し、国民一人当たり所得も低下傾向で推移すると考えられる。現在の一人当たりの生活水準を維持しようとするのであれば、製品・サービスの輸出による海外からの所得によるべきであろう。

ただ、これまで我が国から製品輸出をする際には、価格競争を強く念頭に置いてきたため、貿易黒字の拡大→円高→更なるコスト切り下げによる価格競争力の強化→更なる円高を招く、という悪循環に陥ってきたことが問題点として挙げられよう。

今後は、新興国と同列に立って価格競争を行うのではなく、国レベル、産業レベル、個々の企業レベルにおいても知的財産を重視し、我が国産業の得意とするハイレベルの技術・知識・技能が用いられた製品が、正当な対価を得られるような体制を築いていくことが重要ではないだろうか。金型技術の流出や、つい先般話題となった、中国への新幹線の輸出に当たっての我が国企業と海外企業との対応の違いは、技術・知識・技能の価値、知的財産への認識の違いを端的に示しているのではないだろうか。

これからは、先進国には製造業はなじまない、と主張する識者も多いが、それは、製造技術・技能はやがてキャッチアップされて同じ技術レベルの下での価格競争に陥ってしまい、先進国がそこに固執すると却って経済的な発展が阻害されるという前提で論じているのではないかと思われる。

まだまだ我が国には、知的財産を重視していけば、新興国にキャッチアップされない製造技術・技能があり、また、今後も生み出していくことができると考えられる。そして、価格競争に陥らずとも正当な対価が得られるようにし、また、経済規模に見合った輸入・消費を行うことができれば、製造業が経済に占める割合が大きいこと自体を問題にする必要はないのではないかとと思われる。

知的財産の重視によって、価格競争に陥らずに正当な対価を得ることを可能とするためには、個々の企業レベルだけでなく、産業レベルや国レベルにおいても戦略的な対応が求められる。労働側にとっても、特に製造業においては、雇用の維持・拡大や労働条件の向上という観点から、産別レベルにおける連携の下で、知的財産の重視と価格競争に陥らない経営努力などにも十分な関心を払っていくことが重要となっていくと考える。

(前連合総研主任研究員 松淵 厚樹)
(2011年7月28日脱稿)

コミュニティと「福祉都市」のビジョン

広井 良典
(千葉大学法経学部教授)

震災を契機に、自治や参加の視点から、コミュニティ再構築のための仕組みづくりを問い直す

特集

震災復興が問はるコミュニティ再生

はじめに——震災復興とこれからの日本

今回の東日本大震災については、その惨禍に言葉を失うとともに、新たに沸き起こりつつある様々な支えあいの試みに勇気づけられる思いだが、震災後の復興の方向に関して、筆者は宮城県の震災復興会議や朝日新聞の「ニッポン前へ委員会」に参加させていただく機会を得ている。

震災への対応と今後の日本社会の方向に関する私自身の基本認識は、次のようなものである。すなわち、震災の復旧・復興に関する集中的な対応と国を挙げての支援がまず求められる一方、日本社会の抱える構造的な諸課題そのもの——人口減少社会や少子・高齢化、コミュニティの希薄化や年間3万人を超える自殺者等々といった問題群——は、震災の前後で究極的には変わらない。今回の震災はそれを様々な面でいわば先鋭化させたものとしてとらえ、したがって震災を契機に本来必要だった改革やパラダイム転換を加速させるという方向での対応が重要ではないか。

また今回の原発事故と電力問題も踏まえ、全体として、従来型の量的成長・拡大を前提としない「創造的定常経済」ないし「創造的福祉社会」とも呼ぶべき社会の構想が必要であり、しかも「グローバル化の先のローカル化」という方向をにらんだ対応が重要と思われる(広井(2011)参照)。さらに今回明るみになったのは、大都市が地方ないし農村に物質循

環(マテリアル・フロー)において安価に依存しているという構造であり、これを機に都市から農漁村への再分配や思い切った若者への支援政策を進めていくべきではないか。

震災復興とその先の展望に関する以上のような認識を踏まえて、ここでは特にコミュニティの今後に関する私見を述べてみたい。

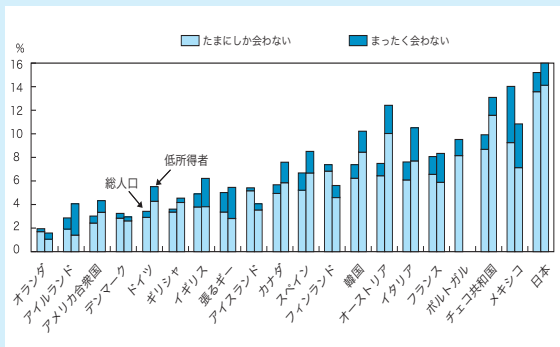
コミュニティというテーマと日本社会

これからの日本社会のあり方を考えていくにあたり、ひとつの中心にあると思われるのが「コミュニティ」というテーマであると私は考えている。

戦後の日本社会とは、一言で言えば“農村から都市への人口大移動”の歴史であったが、都市に移ってきた日本人は、「カイシャ」と「核家族」という、いわば“都市の中のムラ社会”ともいえるべき、閉鎖的なコミュニティを作っていた。そして、そうしたカイシャや家族が互いに競争しつつ、「成長」すなわち経済全体のパイが大きくなることを通じて豊かさが実現されていくという、ある種の好循環が働いていたのが1980年代頃までの日本社会だったと言える。

しかしながら、物質的な豊かさが徐々に飽和し、人々の需要が拡大を続けるという前提が崩れてきた90年代以降、そのような好循環は機能しなくなり、経済の成熟化とともに、そうした閉鎖的なコミュニティのあり方が

図1 先進諸国における社会的孤立の状況(2001年)



(注) この主観的な孤立の測定は、社交のために友人、同僚または家族以外の者と、まったくあるいはごくたまにしか会わないと示した回答者の割合をいう。図における国の並びは社会的孤立の割合の昇順である。低所得者とは、回答者により報告された、所得分布下位3番目に位置するものである。出典は World Values Survey, 2001. (出所) OECD (2005)

人々の社会的孤立を招き、孤独死や自殺といった問題に象徴されるような様々な問題を生み出している。実際、(図1)に示されるように、国際比較の調査を見ても残念ながら日本は先進諸国の中でもっとも“社会的孤立”度の高い国になっているのである。

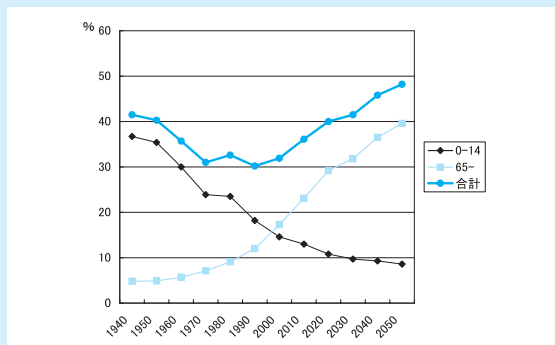
それでは、今後の日本社会はどのようなコミュニティを築いていくことが重要で、またそれにはどのような対応が求められているのだろうか。

議論の前提として、これからの時代において「地域コミュニティ」ということが重要な意味を持たざるをえないという点を、人口構造の変化との関係で確認しておこう。

ここで重要な視点は、人間の「ライフサイクル」というものを全体として眺めた場合、「子どもの時期」と「高齢期」という二つの時期は、いずれも地域への“土着性”が強いという特徴を持っているという点である(これに対し現役世代の場合は、概して“職域”への帰属意識が大きくなる)。いわば子どもと高齢者は“地域密着人口”と呼べる存在である。

(図2)をご覧いただきたい。これは、人口全体に占める「子どもプラス高齢者」の割合の変化を示したものであるが、1940年から2050年という100年強の長期トレンドで見た場合、それがきれいな「U字カーブ」を描いていることが顕著である。すなわち、人口全体に占める「子どもと高齢者」の割合は、戦後の高度成長期を中心に一貫して低下を続け、

図2 人口全体に占める「子ども・高齢者」の割合の推移(1940-2050年)



(注) 子どもは15歳未満、高齢者は65歳以上。(出所) 2000年までは国勢調査。2010年以降は「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)。

それが世紀の変わり目である2000年前後に「谷」を迎えるとともに増加に転じ、今後2050年に向けて今度は一貫して上昇を続ける、という大きなパターンがそこに見取れる(もちろん、前半期においては子どもが、後半期においては高齢者がその大半を占めるという点でその中身は対照的なのである)。

先ほど「子どもと高齢者は地域への“土着性”が強い」ということを確認したが、この点とあわせて考えると、戦後から高度成長期をへて最近までの時代とは、“地域”との関わりが強い人々(地域密着人口)が一貫して減り続けた時代であり、しかし今後は逆にそうした人々が一貫して増加する時代になっていく。現在はその入り口の時期であり、こうした意味で、「地域コミュニティ」というものがこれからの時代に重要なものとして浮かび上がってくるのは、ある種の必然的な構造変化であるとも言えるだろう。

日本の都市・まちづくりにおける「福祉」的視点の欠如

以上のように、これからの日本においてはコミュニティ、とりわけ地域コミュニティの再構築ということが大きな課題となるが、震災復興との関連も含めて、ここで重要となるのは都市政策やまちづくりの中にコミュニティという視点を取り入れていくことである。

そもそも日本の都市や街は、①高齢者の福祉施設などがへんびな場所にあったり、②“買

い物難民”の問題など自動車がないと買い物にも不便をきたしたり、道路でコミュニティが分断されていたり、③公的な住宅が少なく高齢者のみならず近年では若者や子育て世帯の多くが住宅難だったり等々、「福祉」的な視点が大きく欠落している。

以上のうち①に関しては、2009年3月に群馬県の老人施設（「たまゆら」）が全焼し入居者が10名死亡するという悲惨な事件があったが、入居している高齢者の多くは実際には東京都の住民であった。これは「街の中心部に高齢者施設や住宅が少ない」ということに由来すると同時に、根本的には、後でもふれるように土地の価格の高さから都内にそうした施設が作りにくいという土地所有の問題が背景にある。

②については、昨年5月に経済産業省の研究会が出した報告書では、全国に推計で約600万人の買い物難民ないし買い物弱者が存在することが示されていた。見方によっては、今回震災によって起こっている事態（生活物資の調達困難）は、弱い形ではあれ潜在的には既に各地で起こっていたと見ることもできる。「生活者」の視点に立ったまちづくりという発想が日本では大幅に不足しているのである。

③は特に対応が急がれる点である。議論の前提として基本的な点を確認すると、戦後日本の住宅政策は、(a) 公営住宅（賃貸）、(b) 公団住宅、(c) 住宅金融公庫融資を三本柱にして展開してきたが、戦後の日本社会の基調は土地・住宅の「私的所有」の強化に向かっ

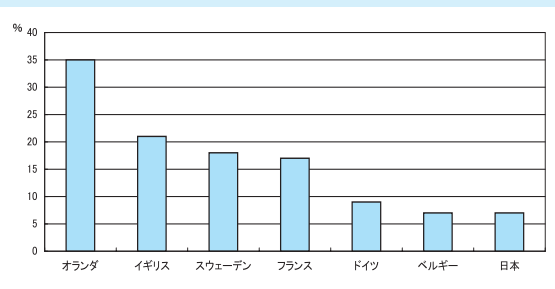
たこともあって、オランダなど戦後ヨーロッパが福祉国家政策と平行に展開していったいわゆる“ソーシャル・ハウジング（社会住宅）”ないし住宅の社会化という政策は進まなかった。

この結果、上記（a）～（c）自体も不足の多いものであったことに加え、“小泉改革”を含む近年の民営化の流れの中で、以上すら縮減・廃棄される基調が実施されてきたのがここしばらくの経緯である。（図3）は社会住宅（公的住宅）の全住宅戸数に占める割合の国際比較であるが、今後は「ストックに関する社会保障」の重要性という新たな視点を踏まえた上で、公的住宅の役割を強化していく必要がある。

ちなみに、私は2008年に全国の市町村及び都道府県に対して「土地・住宅政策に関するアンケート調査」という調査を行ったが、「現在における土地・住宅政策の重要課題」についての設問（選択式・複数回答）に対し、もっとも多いのが「空地や空き家の増加」で、次が「公有地の保有・利用のあり方」、そして「高齢者や低所得者等に関する住宅の確保」等となっていた。しかし、特に人口30万人以上の自治体や大都市圏においては「高齢者や低所得者等に関する住宅の確保」が重要課題の第1位となっており、また都道府県の回答でも「高齢者や低所得者等に関する住宅の確保」が土地・住宅政策をめぐる課題の第1位となっていたのである（詳しくは、広井（2009）参照）。

この場合、単に公的住宅の量を増やせばよいという単純な問題ではなく、そこで同時に重要となるのは「空間的（ないし地理的）」な視点、そしてやはり「コミュニティ」という視点である。たとえば東京など日本の大都市圏がそうであるように、戦後日本の場合、都市の中心部に中層の集合住宅が少なかったため、街がどんどんスプロール化し、それに伴って通勤時間が異様に長くなり、その結果、「生産のコミュニティ」（＝カイシャ）と「生活のコミュニティ」（＝住宅や家族）が完全に分離していった。

図3 社会住宅の割合の国際比較



（注）数字（%）は社会住宅の全住宅戸数に占める割合。海外については堀田祐三子「ヨーロッパの社会住宅制度と日本の可能性」、日本住宅会議編（2007）所載。年次はドイツ以外は2002年、ドイツは1990年。社会住宅の供給主体は公的機関、非営利法人であるがドイツについては民間企業・個人を含む。日本については総務省統計局「住宅・土地統計調査」2003年（「公営・公団・公社の借家」（公営4.7%、公団・公社2.0%）。

今後は、“コミュニティ醸成型の空間”ということ意識しながら公的住宅や高齢者のケア付き住宅、福祉施設などを一体的に整備していくことが重要で、そのことが歩いて楽しめる商店街などとも一体となって、中心市街地の活性化（＝経済）とともに、コミュニティ空間の再生や「買い物難民」減少、ケアの充実といった「福祉」的な効果も持つのである。さらにそうした方向は一人当たりガソリン消費減少といった「環境」にもプラスの効果をもつ。

土地所有のあり方と都市政策・福祉政策の統合

ところで先ほど土地所有の問題にふれたが、意外に知られていない事実関係として、ヨーロッパでは「公有地」の割合が日本よりずっと高く、たとえば北欧の都市（ストックホルムやヘルシンキ）では市全体のうち公有地の割合が7割前後を占めている（日本は30%台）という点がある。かつて司馬遼太郎は「土地の公有制」を強く主張していたが、土地所有のあり方や土地の公共性あるいはコモンズという主題を根本から考えるべき時期でもあるのではないか。

この点に関し、ヨーロッパなどの場合、土地所有を含む都市政策や住宅政策と、福祉国家の理念の下での社会保障政策ないし福祉政策は、相互に緊密に連動しながら展開されてきた（表1参照）。

表1 都市政策(含土地所有)・住宅政策・社会保障の国際比較——相互に深く関連

	社会保障	土地所有 (公有地割合)	都市計画規制	住宅 (社会住宅(公的住宅)割合)
北欧	規模 大	高(例:ストックホルム市70%)	強 (二層制)	高
大陸ヨーロッパ	規模 大～中	中 (ただしオランダは高)	強 (二層制)	中(ただしオランダは高)
アメリカ	規模 小	低	中 (ゾーニング規制)	低
日本	規模 小	低 (公有地割合37%)	弱	低 (公的住宅割合6.7%)

これに対し、日本の場合、福祉ないし社会保障政策と、都市計画や土地所有、住宅などを含む都市政策とは、互いに関連のない異分

野としてとらえられることが多く、概してバラバラに施策の展開が行われてきた。しかしこれからは、都市政策やまちづくりの中に「福祉」的な視点を、また逆に福祉政策の中に都市あるいは「空間」的な視点を導入することが、ぜひとも必要である。「都市政策と福祉政策の統合」、そしてそれを通じた「福祉都市」というビジョンが大きな課題となっている。

この場合、「福祉」とは以上述べてきたように様々なケアやコミュニティ、貧困といったことと広く関連するが、その最広義の意味は「幸福」である。まずは緊急の様々な支援や対応が何より重要だが、今後の復興にあたっては、そうした広い視野に立った「福祉都市」の構想と実現を進めていくべきではないだろうか。

「コミュニティ感覚」とまちづくり

以上のようなテーマについて読者に具体的なイメージを持っていただくために、ヨーロッパなどに関する若干の事例を少し紹介してみたい。私は過去にアメリカ（東海岸のボストン）に計3年暮らしたが、アメリカの都市の味気なさや荒廃は、その完全な「自動車中心」社会ということも含めて問題の多さを痛感した。買い物は自動車で郊外のショッピングモールに行くという手段がなければ中心部ではほとんど不可能か非常に不便で、“買い物難民”の先駆とも言えるが、戦後の日本はアメリカの街をひとつのモデルに道路や都市を作ってきたので、そうした状況が日本でも現実になってきている。

一方、明らかにアメリカと全く異なる都市や地域をつくっているのがヨーロッパで、そこでは中心部に「歩いて楽しめる」エリアが広がり、魅力ある街や地域を形づくっている（中心部からの自動車排除という方向について言えば、ドイツやオランダ、北欧などヨーロッパの北部に特に顕著と思われる）。同時に、そこは高齢者などもゆっくり過ごせる空間で、カフェや市場で高齢者なども自然にくつろいで過ごしている姿が印象的である。ある意味



写真① 高齢者もゆっくり歩いて過ごせる街(ミュンヘン)



写真② 歩行者空間と「座れる場所」の存在(フランクフルト)



写真③ 高齢者もゆっくり楽しめる市場や空間(シュトゥットガルト)

で単純なことだが、街の中に「座れる場所」が多くあり、街が単なる“通過するだけの空間”ではなく、そこで何をしてもなくゆっくり過ごせるような場所であることが重要と思われる(ヨーロッパの写真①～③参照)。

街がそうした空間であることは、高齢者の主な行き場所が病院の待合室となりがちな日本に比べそれ自体が「福祉的」であり、福祉施設を作るよりも場合によっては大きな意味があるように思えてくる。同時に、都市の中心部に中層の集合住宅が潤沢かつ整然と存在



写真④ 中心部の再開発と住宅:バスターミナルの地下化と地上部の住宅化(ヘルシンキ)

するのがヨーロッパの街であるが、それは中世以来の伝統という側面のみにとどまるのではなく、第二次大戦以降を含む、計画的な公的住宅(社会住宅)の整備という、政策的な背景を持っている。たとえば最近、ヘルシンキは中心部のバスターミナルを地下化し、そこを住宅にするとともにカフェなどが配置されたコミュニティ的な空間にした(写真④)。

私は、ここで“「コミュニティ感覚」と空間構造”ともいうべき視点が重要と考えている。「コミュニティ感覚」とは、その都市や地域における、人々の(ゆるやかな)「つながり」の意識をいい、そうした人々の「コミュニティ感覚」と、都市や地域の空間構造は相互に影響を及ぼし合っているのではないだろうか。単純な例を挙げると、道路で分断され、完全に自動車中心になっているような街では、人々



写真⑤ 改善を考えるべき例:道路で分断された商店街や参道(千葉市稲毛区:せんげん通り)

の「つながり」の感覚は大きく阻害される（筆者の身近での、改善が必要と思われる事例として写真⑤⑥）。これまでの日本の都市政策では、そうした「コミュニティ感覚」といった視点はあまり考慮されることがなかったのではないか。



写真⑥ 典型的な日本の地方都市…道路中心の街と中心部の空洞化(水戸駅南口)

「コミュニティ経済」と地域再生

最後に、これからのコミュニティ再生ないし地域再生を考えるにあたり、「コミュニティ経済」という視点が重要と私は考えている。「コミュニティ経済」とは、いわゆる「コミュニティビジネス」よりも若干広い意味で、次のような趣旨である。先ほど「生産のコミュニティ」と「生活のコミュニティ」が戦後の高度成長期に日本では分裂していったという指摘を行ったが、かつての農村社会ではこの両者は重なり合っており、今後は「生産のコミュニティ」と「生活のコミュニティ」のいわば再融合が課題ではないか。また、商店街などを想起すればわかるように、かつては経済活動自体がある種の「コミュニティ」的性格を持っていた。“売り手よし、買い手よし、世間よし”という近江商人の家訓もそうした「コミュニティ経済」に近い性格のものと言えるだろう。

思うにコミュニティというものは“真空”に存在するものではなく、人々の生産活動や生活や日常の全体の中に（ある意味でごく自然に）存在するものである。したがって、コミュニティをできる限り何らかの経済活動と結

びつけつつ生活の中に組み込むような政策が、これからの時代においては重要になっていくだろう。

たとえば、「福祉商店街」ともいべきアイデア、つまり商店街をケア付住宅ないし公的住宅（高齢者のみならず子育て世代や若者向け住宅を含む）等とも結びつけつつ世代間交流やコミュニティの拠点にするような対応や政策が考えられ、これは「買い物難民」減少に貢献し、また若者の雇用などにも意義をもちうる可能性がある。同様に、（都市型）農業と結びついたコミュニティづくり、自然エネルギー拠点整備とコミュニティづくり、団地再生とコミュニティ等々といった様々な新たな対応や政策を進めていくことが重要だろう。

コミュニティをまちづくりや地域経済等々と結びつけた幅広い視点での発想と実践が今こそ求められている。

参考文献

- 広井良典（2001）『定常型社会 新しい「豊かさ」の構想』、岩波新書。
- 同（2006）『持続可能な福祉社会』、ちくま新書。
- 同（2009）『コミュニティを問いなおす』、ちくま新書。
- 同（2011）『創造的福祉社会——「成長」後の社会構想と人間・地域・価値』、ちくま新書。
- OECD（2005）『世界の社会政策の動向』、明石書店。

復興に向けて

—まちづくりの論点とキーワード—

西田 穰

(株式会社地域計画研究所代表取締役)

死者不明者2万300人に上る被害をもたらした東日本大震災の特徴は、M9という地震津波の「巨大さ」「破壊力」と被害の「広域性」にある。三陸海岸から仙台平野、鹿島灘・九十九里浜までの地形や都市形態の差が被災の様相を変えると共に、明治・昭和の津波の経験が巨大防潮堤の整備で風化していたなど、自然を力でねじ伏せる現代の風潮に警鐘を与えた自治体の規模・能力に差や行政の被災が復旧・復興活動にバラつきをもたらしているし、原発事故が問題をさらに複雑化している。(この小論では、原発事故以外の地震・津波の被害と復興への課題について整理した。)

震災・津波からの復旧・復興は「スピードが勝負」と言われるが、本当だろうか？

現地では、被災した人達が身内の死や家・財産の消失に戸惑い、心の整理が出来ずに次への展望を持っていない。急がれるものは復興「事業」ではなく、地域再生へ「仕組み」や「考え方」だと思ふ。そのような視点から、防災学者の村上處直氏を中心に有志が集まり(チーム村上(注1))、現地の視察・ヒアリングを行うと共に、復興のまちづくりに向けて課題を整理し、「復興まちづくり第1次緊急提案」を出した。そこで検討した内容を中心に、復興まちづくりの課題を整理する。

■じっくりと地域の底力を引き出す—復旧(インフラ)は迅速に、復興はマイペースで—

中国の「唐山地震(1976)」は死者が24万人を超す直下型の大地震であるが、被災地からテント村が消えたのは10年後であった。被災者を放置したのではなく、市街地周辺のニュータウン作りなどの仕事をつくりながら復興事業を進め、旧市街地の再開発は最後に行っ

たからである。復興の責任者たちは最後までテント村に暮らしたという。新しい人口が流入し、100万都市が20年後には150万都市までに成長している。

1999年に台湾中部の南投市で起きた「集集(チチ)地震」では、李登輝総統(当時)が台北・台南から建設業者が入るのを禁じ、地元で再興できる仕組みをつくる。「自力復興」をスローガンに被災者の職業訓練から始め、地域の商店主たちが「まちづくり会社」を立ち上げ地域復興の主力となったという。

東日本大震災にはこの2つの事例に学ぶべき点が多い。東北地方は過疎化が進んでおり、ハード面の宅地整備をしてもそこに住む人がいなくなってしまう可能性が大いにある。ポイントは「地域が頑張る仕組み」をどのようにつくるかである。そのためには、

- ・お金を人や組織を動かす歯車として使う。そのための超法規的な制度を考える。
- ・歯車としての財政的支援・人的支援(技術者、専門家、医師など)・地域情報の活用支援を進める体制を構築する。
- ・「人間復興」「地域社会復興」のために必要な施策は何かを考える—復興事業を通して地域を活性化させる。

事が重要である。

「自力復興」には地域の経済を回す事が大事である。まず地域の主力産業である水産業・漁業を復興させる事が要で、シンボルプロジェクト『船を出せ! 波止場を直せ!』を提案した。各地の漁港が船を貸し出したり、一時的共有化を図るなど、民間ベースでの動きは素早かった。嵐の翌年に沿岸の漁場は大漁になるといわれているが、課題は放射能による漁場の汚染の行方である。

また、「復旧・復興」そのものを地域の産業にする事が重要で、これらの事業に流れる金を地域に落とす必要がある。例えば、

- ・避難所の弁当など生活物品を「クーポン券」で渡し、被災者が直接地域の商店で購入できるようにする事で、地域の就業を復活させる（FEMA方式）
- ・ほぼ無への投資でなる「瓦礫処理費」の地域還元（地元雇用は生じているが、処理事業の主体にはなっていない）
- ・5年から10年におよぶ街や建物の再建事業を地元主体で行う。鉄やコンクリートのプラントが沿岸部の都市にあり建設資材の自給が可能だし、地元材の活用は林業再生につながる。

供給面だけでなく、建設技術の担い手をつくる職業訓練（台中モデル）も重要で、仕事があれば若者も国に戻ってくるであろうし、新しいビジネスも生まれるだろう。Win-Winなモデルを目指すべきである。

■しなやかで、強靱な津波対策

津波対策は、すでに国の中央防災会議でも「力でねじ伏せるのではなく、防災・減災を適切に組み合わせる」事に方針転換をした。各地で巨大な防潮堤が転倒、破壊した。基礎杭がなく自重だけで安定する設計だった事、前面が舗装されておらず波で地盤が掘られた事、高さのつき足し部分やブロック間の接続に鉄筋が入っていなかった事など設計・施工上の問題点を洗い出し次につなげる事は当然であるが、被災地全てを現在の高さ以上の防波堤で守る事は財政的にも無理で、地形条件等を含めた被災状況を良く分析し、津波とほとんどに付き合うためのしなやかで、強靱な津波対策を検討していく必要があると考える。

第一に、「水塊流（村上氏命名）」の力を反らす仕組みを研究すべきである。水の力を柔らかく受け止め（そのためには、ある程度のところで越流することも想定する）、波の力を吸収し拡散する仕組みをつくる事が重要だ。「引く波」の力も巨大で防潮堤や建物に大きな被害を与えている。昔の知恵に「信玄堤（河川の氾濫を柔らかく受ける仕組み）」があるが、津波対策でも遊水地機能を取り入れるべきであろう。また、いわき市の沿岸部などを見ると、砂浜が狭くなり海が迫って来た事が被害を拡大したと思われる。明治の高台移転で被害を受けなかった吉浜（釜石市）を見ると、遠浅の浜を拡大する事の効果が期待でき、「養浜」

も重要な津波対策だと思う。

第二には、防潮堤依存から、防潮林、防潮丘、緩衝地帯、多段階の防潮堤、高地移転・高所居住・避難ビル、避難路、避難システム等、多様な組み合わせによる多重の安全システムを構築する必要がある。国ですでに検討が始まっており、具体的な復興プランにどのように反映されるか（できるか）が課題であろう。その際、ソフト対策（避難対策・土地利用等）を重点にして、それを補うハード対策（防潮堤、防波堤等）という、コンクリートからヒトへの考え方が重要になる。

第三のポイントは、津波による二次災害を防ぐ事である。気仙沼・大槌などで市街地火災が起きたが、原因は港のタンクが倒れ、油が津波と共に広がったことによる。基礎に固定されていない木造住宅が浮き上がって流された事により、背後の建物被害を拡大した。タンクの対策強化は当然であるが、建物の基礎の固定についても早急に検討する必要がある（注2）。

■シームレスな復旧・復興

一地域特性を尊重した復興プランづくり

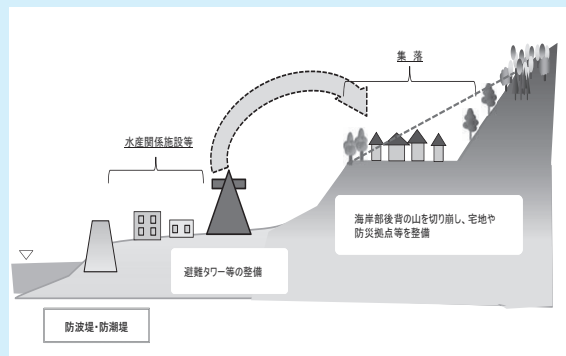
先に、「復興・復旧はスピードが勝負か？」という問題提起をしたが、三陸という土地条件を踏まえると、二重投資を避け、地域に金を落とす「身の丈にあった復興」プランと復旧から復興までのシームレス（連続的）な仕組みが重要だと思う。

第一に、現在、各県が提示している復興計画は高台移転を基本としている。明治・昭和の津波の歴史からも、出来るだけ安全な所に住む事は重要であるが、全てが高台に移転すべきか。また出来るのかという問題がある。

いずれにしろ低地にも都市機能を残さざるを得ない都市部は、高台のニュータウンと平地の中高層住宅を適切に組み合わせる事となろうが、集落部については、山が迫る三陸地域では大きな平坦地を確保する事は難しい。明治・昭和の津波の当時に比べ、今はクルマという移動手段があるが、集落に住む高齢者たちは直にクルマに乗る事が出来なくなり、陸の孤島化する恐れがある。状況が許せば、母都市の近くにニュータウンをつくり、集団で移転する方が望ましいかもしれない。

しかしながら、漁村集落は海や港とのつながりが重要で、現地を移動する事が出来ない。斜面や小規模な平地を上手に使用して、生活圏のつながりを保ちながらクラスター（ブドウ

図1 高台移転パターン例



※復興構想会議提言より転載

の房) 状に住宅地を配置していく事が望ましい。漁村の原風景のような集住形態の復活、地中海型の斜面住宅地、森の中に埋もれた別荘地タイプ等、多様な住宅地をその土地々に合わせてきめ細かく設計していく事が必要になる。

第二に、土地の制約が大きいこれらの地域では、仮設住宅と復興市街地を区別して考える事は色々な側面で問題を持ち、合理的でないと考えている。

阪神大震災では仮設住宅の孤立死が問題になった。旧居住地から離れた仮設団地に抽選で入居した高齢者たちは、身近な知人もいなく、仮設住宅の中で孤独な生活を余儀なくされ、亡くなっても発見されないという事態を招いた。中越地震の時は、その事を踏まえて、山古志村の全村移転仮設団地は一ヵ所にまとめられ、福祉系の施設も組み込まれた。今回の仮設住宅対応を見ると、集落単位で整備している所もあれば抽選方式の所もある、仮設住宅を造らずに民間アパートの借り上げで全てをまかなおうとしている所もあるなど、各県・各自治体でバラバラであり、阪神の二の舞となる危険もある。「仮設住宅は単なる住まいではなく「復興まちづくり協議の場」だ」(東京経済大学森反教授) という指摘もあり、地域をバラバラにしない事が重要である。

このような視点で見た時に、被災した居住地の近くに仮設用の土地を手当する事は難しい三陸地域では、そのまま本設の住宅地の一部として整備していく事が二重投資を避ける上でも適切だろう。また、現地材を使った木造仮設住宅をつくり、そのまま本設住宅の一部として払い下げるようにすれば、高齢者など資金負担力がない人達にとっても生活設計がしやすくなるのではないだろうか(東北発で、上記コンセプトの仮設住宅の提案もある)。

第三に、まちづくりや再建築をコーディネ

ートする“人”の問題がある。復興まちづくりをスムーズに進めるためには、上記の整備手法を含めた「土地問題」と「財源」と共に、地域住民と十分に話しあい、きめ細かなまちづくり計画を立てていくための「まちづくりコーディネーター」が重要になる。319の漁港(集落)が被害を受けており、都市部を幾つかの地区に分けると、延べ400人近い人材が必要となる。さらに16万棟近い建物が破壊されており、これらの再建築は大きな仕事である。阪神ではプレハブメーカーの住宅展示場のような街が出来てしまったが、東北の風土に合ったまちの再興を目指してもらいたい。これは地元の建築家の仕事だと思う。プレハブメーカーを排除するのではなく、企画コンペを実施して地域毎の“建築コード”を提案すれば街並み景観が整うだろうし、各家の思い(歴史のかげら)を大切に残すための建築相談などはぜひ実施してもらいたい。取り壊し予定の家から、透かし欄間や床柱など家の思いが宿るものを保存しておく事を早急にアドバイスしたらどうだろうか。

■次に備えた制度・人・システムの課題

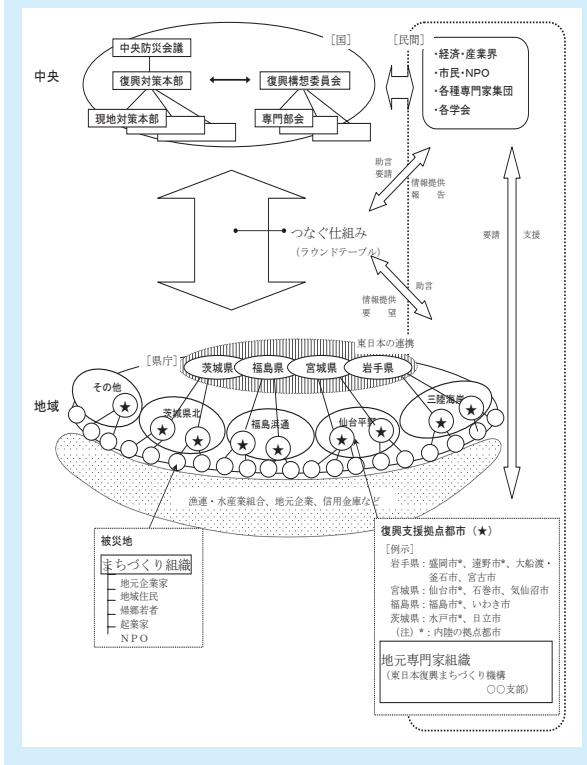
被災への対応は過去への問題ではなく、迫り来る東海・東南海・首都圏直下などの地震に備えた、未来への仕組みづくりでもある。

まず、自治体行政において、リスクを分散し、BCP(事業継続計画)を考えた体制整備が必要である。地球温暖化や生物多様性などの「環境」問題と大規模自然災害に備える「防災」問題は、持続可能な自治体行政の両輪である。また、共に単独の自治体内で完結する事はできない広域連携が求められる課題である。例えば、環境政策ではエネルギー政策などの広域連携が必要であるし、BCPには災害時の市民連係・行政連携を考えた都市間交流等の項目が欠かせない。

現在、災害復興時の国の関与を強化する事が検討されているが、被災地を国の直轄領にすべきではなく、あくまで「自治体主権・自治体連携・自治体支援」という枠組みで考えるべきである。これまで姉妹都市の締結などは偶然的な要素が多かったが、防災協定などの都市連合協定を意識した都市選定が必要だろう。しかしながら、被災時には姉妹都市に頼るのではなく、全国的なネットワークで自治体連合が支援すべきで、特に、余力があり、行政能力の高い大規模自治体が、連係して被災自治体を支援する仕組み・制度を早急に作

る事が必要である。

図2 自立・自力復興を支える組織のイメージ



第二の課題として、被災地（浸水地）の「土地問題」がある。地震では従前地に居住する事が前提になっていたのであまり意識されていないが、復興構想会議の提言は「浸水区域を国が買い取るべきではない」という基調で書かれ、国の方針もまだあいまいである。復興まちづくりの事業手法（土地区画整理事業や集団移転事業）の中で実質的な国有化に近い解決策となるという意見もあるが、被災者が生活設計を進める前提となる問題であり、早急に明快な方針を出す事が必要だと思う。土地の買い上げ・交換を希望する人だけでなく、その土地を捨ててどこかに転出してしまふ人も少なくないと予想され、これらの土地の受け皿（必ずしも国による買い上げを意味しない）が必要である。人口減少社会に入ったことで同様の事が起こりえて、研究しておく必要がある（注3）。

そして、無数の「まちづくり会社」をつくり出す事を提案する。まちづくり会社は復興構想会議の提案にも載った重点事項で、当初、自治体長を社長とする自治体（官）に替わって復興まちづくり事業を担う組織（民）を想定していたが、現実には色々なタイプが想定でき、また、必要な事が分かってきた。

第一のタイプは上記の首長を代表とするもので、復興事業予算を地元落实到するための受

け皿となり、行政ではやりにくい複数年次予算で迅速かつ小回りがきく実行会社である。5年から7年程度の時限的なものにするのが望ましい。

第二のタイプは、地域で起きてくる様々な事業や起業家たちを支援する中間組織で、特に、各種の復興資金を地域に取りまとめ、それをニーズに応じて再配分するような「マイクロ・ファイナンス」組織である。行政主導ではなく、地域の金融機関や主要企業が中心になって、地域ブロック単位ぐらいで出来る事が望ましいだろう。民主導で出来たボランティアセンターの発展形を考えるのがイメージしやすい。

第三のタイプが、浸水地など共有化した土地の受け皿となる法人である。トラスト組織として、平常時の利用には問題がないこれらの土地の活用計画を立て、事業化し、管理していく。提供（放棄）された土地の所有権を法人化（一種の株化）することで、将来権利関係が輻輳化する事を避けると共に、提供者たちがサポーターとして地域とのつながりを持ち続ける切っ掛けになるだろう。この法人に、浸水しブルドーザーで取壊す対象になっている100年民家や透かし彫りの欄間、良く磨かれた床柱など家の宝物の保存（古民家バンク）機能を持たせれば、街並み再生のためのストック保存も可能となろう。

■メモリアルー地域住民の鎮魂を共に進める

最後に、東日本大震災を風化させない事が重要である。過去の津波経験が風化し、自然をねじ伏せる技術に過度に依存した社会を造り上げてしまった事が、福島原発事故や今回の津波被害が拡大した根本原因にあると考える。

亡くなられた方々への鎮魂を地域で共有する折々の鎮魂祭。原風景や文化の記憶を継承する新しい祭りを創造してもよいのではないだろうか。

(注1) チーム村上メンバー
村上處直・防災都市計画研究所会長（顧問）、土井幸平・元大阪市立大学教授、西田穰・地域計画研究所、吉川忠寛・防災都市計画研究所所長、佐藤賢一・日本地域開発センター（大船渡ふるさと大使）、若井康彦・民主党衆議院議員／都市プランナー

(注2) 現在建築基準法の改定が検討されているが、既存の建物の補強策が重要である。

(注3) これに関する、ふるさと回帰総合政策研究所玉田樹所長の「共有地化」（一種のトラスト）提案を参考にした。

コミュニティの再生と 協同組合のアプローチ

—社会づくりツールとしての「新しい公共」を通して—

法橋 聡

(近畿ろうきん地域共生推進室室長、内閣府「新しい公共支援事業・運営会議」委員、等)

昨今よく聞く「新しい公共」。筆者は所属する労働金庫での「地域との共生」事業を通して少々の接点を持たせて頂いており、この概念を通して地域再生と協同組合の役割やその展望などをまとめてみようと思います（所属組織を代表するものではなく筆者個人の見解です）。

1. 「新しい公共」の登場

■コインの裏・表？

「新しい公共」という言葉は、もともとNPO法制定などの段階から「市民の公益」を考える際の重要な視点とされてきました。ただ、昨今、話題となったのは、やはり2009年の政権交代時期の鳩山首相（当時）の所信表明演説をきっかけに、2011年度から内閣府が87億円以上の予算規模の「新しい公共支援事業」を開始したことによるものです。所信表明では「公共」の担い手は官だけでなく市民の参画をめざしていくべきこと、これらの結果として「官のスリム化」にもつながることなどが語られています。ここで注目すべきは同じく「官から民へ」という脈絡であっても、「新しい公共」は小泉改革で掲げられたコスト削減至上主義の「市場化テスト」とは明確に異なる、いわばコインの裏・表だということです。つまり、小泉改革ではコスト削減こそを主眼として官の仕事をとにかく外に出す、その過程で、安かろう・悪かろうでNPOも含めた民間側への劣悪な下請けが進み、暮らしのセーフティネット網も寸断されてきた訳ですが、「新しい公共」では「官」独占を市民に開き、無駄を生まない体質にしつつ、地域に埋もれていた必要な課題については（税金を

投入してでも）社会化・市民化していこうとするものなのだと私自身は理解しています。

■社会づくりのツールとして

こうした「新しい公共」の登場は、成長一辺倒で形成されてきた戦後日本の経済・社会システムが限界を迎え、寸断されたセーフティネット網を編み直さないと社会の崩壊を防げないという「社会の要請」を受けたものです。従って、仮に今後、政治状況の激変があったとしても、この内発的な時代の要請は変わらないはずだし、変えてはいけないのだと思います。つまり、「新しい公共」は社会をより良くするための基本的な概念であって、自治体や政策当局が地域政策の中にしっかり埋め込むことで、実践的に社会変革のためのツールにしていくことが必要であるし、そのことがこれからの地域運営にとって極めて重要になるのだと思います。しかし、現実的に社会を変えるツールとなり得るにはハードルは一杯です。これらを動かす鍵は、地域現場での「市民の自治」力であることは論を待ちませんが、一方でやはり、政策当局がこれら「新しい公共」を具体化する施策を法整備を含めていかに実現できるのかがポイントになります。次章ではそうした点についても少し触れてみたいと思います。

2. 真に「社会を変えるツール」にしていくには

■「新しい公共」の推進力をつくる

「新しい公共」は社会的なビジネス領域での勝ち組をめざすというよりは、就労・福祉貧困などの課題に対して、地域での就労の機会創

出などを通して取り組もうとするものです。その担い手が「官なのか民なのか」は必要性により、また、自治体の補助金獲得だけをめざす「要求型」の概念でもありません。従って、NPOや協同組合・社会的事業所など「新しい公共」の担い手たちを登場しやすくする施策こそが必要で、逆に、これらの登場が「新しい公共」を推進する力になるのだと言えます。例えば、昨今、官と市民の関係について浮上している課題、即ち、①指定管理において受託事業体側の労働条件を劣悪なものとなさせない「公契約条例」を整備すること、②指定管理等の際に入札価格概念だけではなく、受託側事業体の社会的価値（障がい者雇用等々）を考慮に入れた「総合評価入札」をしていくべきこと、③委託において市民と自治体とが対等に立つ「協働契約」ひな型を整備すること、④「協同労働の協同組合」の法制化の早期の実現、⑤生きにくさを抱えた人たちの働く場を地域に起こす「社会的事業所」を横断的に支援する法整備、などです。これらの施策化が「新しい公共」を生き生きと動かす推進力になるはずで、これらを個別バラバラに捉えずに「新しい公共」と言う社会デザインの中でトータルに設計できればと考えます。もちろん、基礎自治体の段階でこれら課題を「条例化」することで地域から変革を先行主導していくことも必要だろうと思います。

■「公共サービス基本法」に生命を吹き込む

「新しい公共」をさらに推進するためにも、「公共サービス基本法」に生命を吹き込んでいくような措置も必要です。即ち、現行の「公共サービス基本法」が規定する範囲は、官が担う「行政サービス」の範囲にあえて限定されてしまっていますが、すでにこの範囲を超えた具体施策がどんどん動き出している中で、それこそ基本法としての改編を行うことで、「新しい公共」が時代に不可欠な社会的概念であることを謳いあげ、その理念を体現し担保していくことをめざせないかと考えます。加えて、官・NPO・市民・協同組合などが「共に創る公共」をどう促していくのか、先の5つの課題も含めて必要な補完措置は何なのかについても網羅的に明示していく包括的な基本法となっていくことが

待たれます。

■協同組合基本法をイメージする

また、「新しい公共」推進のためにいかに多くの担い手を参画させていくかといった観点から見れば、協同組合の促進は協同組合陣営だけに留まらない課題だと言えます。そうした観点から言えば「協同労働の協同組合」法制化の課題はもちろん、タテ割りを超えて協同組合総体を横断的に促進支援するような「協同組合基本法」の法制を望みたいと考えます。すでに2009年国連総会では「協同組合が……貧困の根絶に寄与することを認識する」として各国政府に対して「協同組合法制度の改善などの措置を通して協同組合発展のための環境の整備」を促す決議を発しており、これらは国連決議に関わる課題であることを確認しておきたいところです。

3. 「新しい公共」と協同組合

前章では、疲弊する地域再生をめざす「新しい公共」の概念とその促進施策などについて述べましたが、本章ではその担い手として期待される市民セクター、その中でも特に協同組合セクターに視点を置いて、その役割やアプローチに関していくつかの視点を呈示して、本論全体のまとめに代えたいと思います。

■すでに動いている未来。「新しい公共」の担い手としての協同組合

特に1990年代頃から、排除と淘汰をもともしない市場原理型・投機マネー主導型のグローバル経済が世界を席卷する中、仲間の支え合いを通して社会矛盾をカバーする仕組みとして登場した協同組合セクターは自分たちの新たな価値を模索し始めました。すでに1995年ICAによるアイデンティティ声明で「コミュニティへの関与」が謳われ、共益を旨とする協同組合もそのウイングを社会に伸ばすことが世界標準とされました。こうした中で2012年の国際協同組合年を迎える今、世界の協同組合は他のアクターたちとの連携を通して「社会の崩壊」を防ぐ存在の中心となることに自らの存在価値を示そうとしています。一方、日本では、特に戦後、労金、全労済、地

域生協が、金融、保険・共済、消費流通の各マーケットでの熾烈な戦いに忙殺され、協同組合間のセクター的な横つなぎや事業連携が極めて乏しい状況であったと言えます。これら協同組合間の横つなぎの乏しさを乗り越えるヒントが実は「新しい公共」の中にあるのではないか。即ち、NPO・協同組合・社会的企業・地縁団体・労働組合……多様な担い手が連携する「新しい公共」では、地域実情に併せて連携すべきプレーヤーやその内容も刻々変化します。NPO・官・協同組合の連携、NPOを媒介にした協同組合の相互連携など、地域ニーズ発で「共益の限界」を軽々と乗り越えていく姿が当たり前になるはずです。「協同組合だけの連携」の枠を超えて、より広い視点を持つ「新しい公共」概念に身を置くことで、逆に、協同組合の価値と意義を地域で高め得るのではないかと。結果として、「縦割り」の限界を乗り越えた「コミュニティへの関与」の実践につながるのではないかと思います。

■地域のコーディネーターとしての自治体

地域再生のために「セーフティネット網を新たに編み直す」時代にあって、地域の実情を知り、納得度の高い視点を市民に提供するコーディネーターの役割が不可欠となります。「新しい公共」では自治体職員にこれらコーディネーターの役割が一層期待されると考えます。テーマ型のNPOが掴んだ課題を地域の人々が共感できる言葉に編集したりしながら、地域に分け入り市民と共に悩むことができる職員像が求められるだろうと思います。こうしたとき、例えば、清掃、公園管理等の現業職場は地域ニーズに最も近い職場と言えます。労組での現業活性化の営みを継続しながら、地域コーディネーターとして新たに仕事を創る、そうした視点で元気な現業職の姿をぜひ形成いただきたいと願うところです。

■労働組合の大きな役割

「新しい公共」の担い手、NPO・協同組合・社会的企業……などがより着実に地域に根ざしていくには、これらを支える存在が不可欠です。多くの資源を擁する生協・農協・労金・全労済……などの既存の事業型協同組合が事

業連携を通して支え手となることはもちろんながら、さらにバックヤードから支える存在として労働組合の社会的役割に大きな期待が寄せられるところです。前章で述べた通り、「新しい公共」の推進力を具体化するための諸施策のアプローチや人的資源提供などを含めて、日本社会のサードセクターの形成・促進を支援する社会的存在として労働組合に多くの期待が寄せられるところです。

■協同組合における新たな模索～社会的金融をめざすろうきん

「新しい公共」の担い手たちを支えるには地域の資金循環が欠かせません。世界では、地域づくりを支えるマイクロファイナンスや、社会性に軸足を振り切った欧州の一部協同組合金融によるソーシャルファイナンスなど新たな金融の潮流が形成されつつあります。ろうきんでは、事業融資などを通じたNPOの事業支援を徐々に全国展開しつつありますが、さらに、資源と資源をつなぎ、カタチを変えてどこにでも登場する社会的金融として、これら「新しい公共」の担い手たちを力強く支援する施策を打ち出すことがろうきんの新たな役割の一つになるだろうと考えています。

■地域再生と協同組合

疲弊する地域の再生には、協同組合、NPO、中小事業者などが主役となり、成長速度は遅くともグローバリズムの暴風雨に負けない地産地消型の強くしなやかな経済を地域に回しておくことが不可欠です。特に、集団住居移転や産業集積移転など大規模な復興デザインが謳われる東北被災地では、一方で、切れ目なく続く日常とその中で生起する生活課題に対して、人の温もりをもった持続的なサポートを担う地域コーディネーターやNPOを支える事業コーディネーターの配備など被災地における「新しい公共」の営みを具体化できればと思います。これらの施策の具体化が新たな地域再生の姿の展望につながるのかもしれませんが。協同組合はこうした中で、これら「新しい公共」の中心的な担い手としてセーフティネット網を編み直す存在となり得ることができるとか、いよいよ問われているのだと思います。

勤労者が抱える失業と生活の不安 ～「勤労者短観」10年間の分析～

南雲智映（連合総合生活開発研究所研究員）

小熊 栄（連合総合生活開発研究所研究員）

I

はじめに

雇用労働者にとっての共通かつ重大な不安として、仕事を失う不安、生活に関する不安があるだろう。とくに近年、経済成長率の趨勢的な低下と長期の景気低迷を経験した結果、こうした不安が高まっていると考えられる。この10年を振り返ると、「失われた10年」といわれた時期の最終盤から2002年に景気の谷を経て「賃上げなき景気回復」を迎え、2008年秋のリーマンショックを契機に急激な不況に陥った。この2度の不況を経験して、勤労者は失業と生活についての不安を強めているのではないだろうか。

勤労者が実際に失業状態に陥れば、生活に重大な影響が出るのは間違いない。もし家族で他に十分な収入のある人がおらず、蓄えもなく、周囲の支援を受けられない状態だったならば、貧困状態に陥り、最悪の場合には生命の危険にさらされる可能性がある。さらに失業は、生活面だけでなく、個人のキャリア形成にも悪影響を与えるものである。現状で職に就いている人であっても、強い失業不安を抱えた状態では、仕事に身が入らないし、メンタルヘルス上の問題にもつながりかねない。同じように、賃金をはじめとする労働条件が低下した場合でも、生活の切り詰めや人生設計の見直しを迫られるケースが多く、生活に関する不安が強くなるだろう。もちろん、そもそも世帯収入が低い場合には、常に生活上の不安を抱えていることになる。

さらに問題を深刻にしているのが、非正規労働者の増加である。『就業構造基本調査』によれば、非正規労働者は増加を続ける一方で、正規の職員・従業員について

は1997年までは増加傾向であったのが、それ以降減少傾向に転じている。このような変化は、正規労働者から非正規労働者への代替が進んだ結果とみられる。このように1997年から2002年の間に、正規労働者数が増加から減少に転じた転換点があり、これ以降に雇用が不安定で賃金水準も低い人たちの割合が増えたことも失業不安、生活不安を増幅させているだろう。同時に主たる生計者が非正規労働者である世帯も増加しており、そのような人たちにとってこれらの不安は非常に深刻だと思われる。

そこで本稿では、連合総研が年2回実施している『勤労者短観』の時系列データを用いて、この10年間の失業不安の変動をみていく。続いて、大規模な経済的ショックの引き金となったリーマンショックから半年後の2009年4月に実施した第17回調査をもとに、勤労者の生活不安について分析を行いたい。

II

使用データ：「勤労者短観」について

用いるデータは、(公財)連合総合生活開発研究所（以下、連合総研）が実施している「勤労者短観（正式名称：勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート）」である。この調査は、毎年4月と10月に実施しており、首都圏および関西圏の民間企業に勤務する労働者を対象としている。第1回調査は2001年4月であり、これまで21回にわたって調査を続けている¹。調査対象は首都圏および関西圏在住の雇用者である。なお、本稿での分析対象である20代から50代への調査票配布数は900であり、毎回800件前後の有効回答があった²。

また、第1回調査については調査票配付の割付が第2回以降と異なっているため、今回は時系列の分析対象から除外し、第2回調査（2001年10月調査）から第20回調査（2010年10月調査）の内容を分析する。

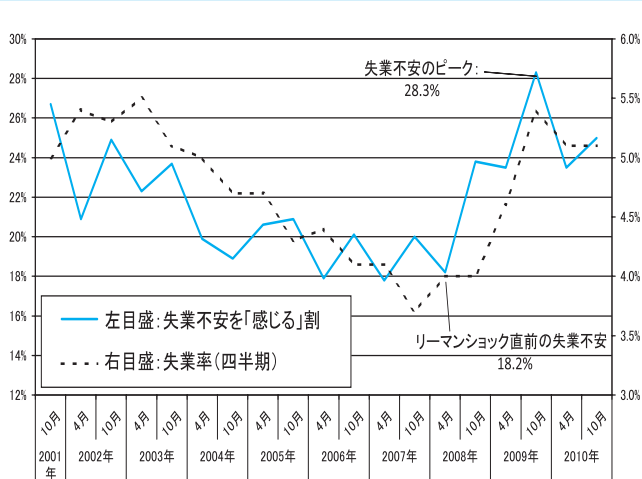
III 失業不安の10年間の推移

1 失業不安と失業率

はじめに失業不安の変動についてみよう。勤労者短観では、定例調査として「今後1年くらいの間にあなたご自身が失業する不安がありますか」という設問がある³。これに対して「感じる」とした割合（「かなり感じる」と「やや感じる」の割合の合計）を時系列でとったのが図表1である。この10年間で失業不安を「感じる」割合は17.8～28.3%の間を推移しており、少ない時でも勤労者の6人に一人、多い時は4人に一人を超える高い割合である⁴。

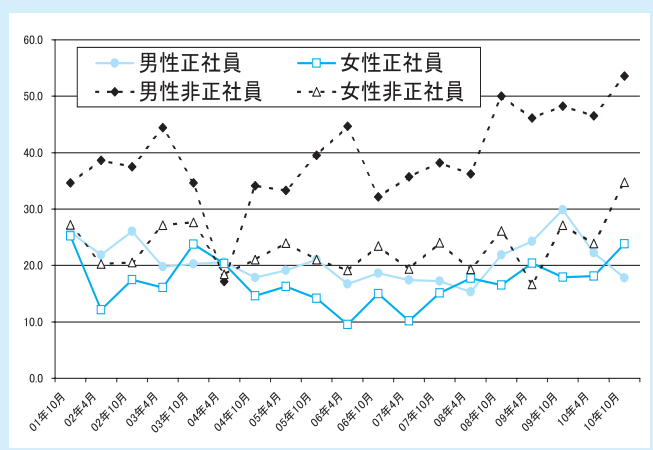
なお、同じ図表の中に当該期間の失業率の動きも示したが、失業不安を感じる割合の変動と大まかには似た動きをしている。雇用されている労働者も、失業率の上昇と連動して自らの失業不安を強く感じるようである。

図表1 失業不安を「感じる」割合と失業率の推移



(注1) 失業不安を「感じる」割合は、今後1年くらいの間に失業する不安を「かなり感じる」および「やや感じる」と回答した割合の合計。
 (注2) 「勤労者短観」の4月調査には第1四半期(1～3月)の失業率、10月調査には第3四半期(7～9月)の失業率を対応させている。
 出所：連合総研「勤労者短観」、総務省「労働力調査」

図表2 失業不安を「感じる」割合（性・雇用形態別）



2 性・雇用形態別の推移

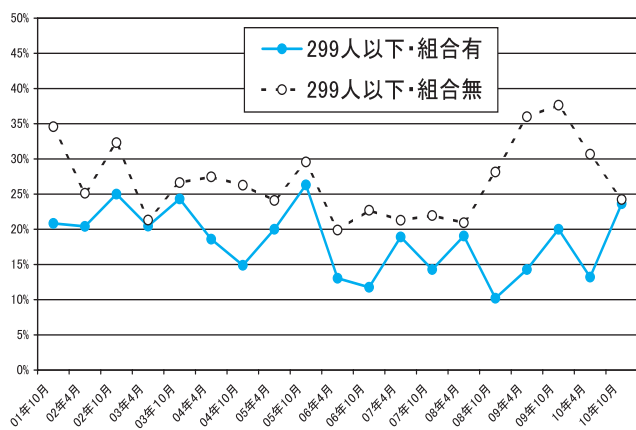
失業不安を感じているのはどのような人か。図表2は性・雇用形態（正社員／非正社員）別に失業不安を「感じる」割合をとったものである。男性非正社員の観測度数がやや少ないため一部不安定な動きをしているが、10年間を通して男性非正社員で失業不安を感じている割合が他に比べて圧倒的に高い。逆に女性の正社員では失業不安を「感じる」割合が低く、男性正社員と女性非正社員はそれよりやや高い程度である。女性の非正社員は家計補助的なパートの割合が高いのに対して、男性非正社員はフルタイムの主たる生計支持者の割合が高いと考えられるので、男性非正社員の方が失業したときにより深刻な問題となるだろうが、その人たちの不安が高まっている。

なお、失業率の急激な上昇がみられた2008年4月から2009年10月の間における失業不安を「感じる」割合は、男性正社員では15.3%から29.9%に、男性非正社員では36.2%から48.2%に大きく上昇している一方、女性正社員では17.7%から17.9%と微増にとどまっている。女性非正社員も失業不安は高まる傾向にあったが、男性ほどではない。要するに、雇用形態に関わらず、男性の方が失業率上昇にともない失業不安が強まる傾向が強い。

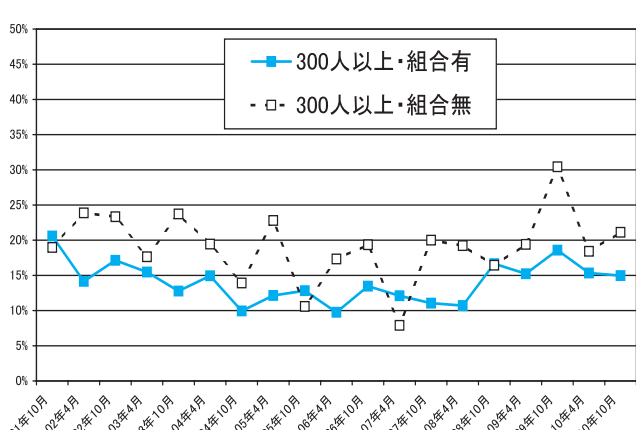
3 失業不安と労働組合

労働組合は企業との間で、人員整理を回避させたり、整理規模を縮小させたりする交渉をしており、失業不安を和らげる存在として期待される。

図表3 労働組合の有無別失業不安を「感じる」割合
(正社員、企業規模 299 人以下)



図表4 労働組合の有無別失業不安を「感じる」割合
(正社員、企業規模 300 人以上)



ここでは、非常に単純であるが、労働組合の有無と企業規模の間には相関があることを考慮し、企業規模をコントロールしたうえで、勤め先の労働組合の有無別に、勤労者の失業不安の推移を示すことで労働組合効果の検証を試みたい。図表3、4は「勤労者短観」の10年分のデータをもとに、正社員に限定したうえで、企業規模299人以下と300人以上に分けて、労働組合の有無別に失業不安を「感じる」割合がどのように推移してきたかを示したものである。

まず企業規模299人以下についてみよう(図表3)。第一に、過去10年間において、勤め先に労働組合がある方が、一貫して勤労者が失業不安を「感じる」割合が低い。第二に、リーマンショック直後の2008年10月

調査において、労働組合がないケースでは一気に失業不安を「感じる」割合が高まるが、組合があるケースではこのような傾向は見られない。そして、その後も約2年間にわたり労働組合がある場合とない場合とで、この割合について大きな乖離がみられる。第三に、労働組合がないケースでは2009年10月に失業不安を「感じる」割合が37.6%でピークを迎えているが、このときでも労働組合がある場合の失業不安を「感じる」割合は20.0%と、約17.5%ポイントの差がみられる。

続いて、企業規模300人以上の結果である(図表4)。これを見ると、第一に、企業規模299人以下の結果と同様に、労働組合がある方が、勤労者が失業不安を「感じる」割合は低い傾向がある。ただし、労働組合がない場合について企業規模間で比較すると、企業規模299人以下の場合よりも300人以上のほうが一貫してこの割合が低くなっている。第二に、リーマンショック直後(2008年10月調査)を見ると、組合のある・なしに関わらず、それまでと比べて大きな変動はない。第三に、企業規模299人以下の時と同様に、2009年10月のピーク時において労働組合がない場合に失業不安を「感じる」割合がより大きく変動する。たとえば、労働組合がないケースでは2009年10月に失業不安を「感じる」割合が30.4%とピークに達する(組合があるケース:18.6%)。ただし、これは企業規模299人以下の労働組合がないケースと比べてやや低い。第四に、企業規模300人以上のケースでは、労働組合がある場合には失業不安を「感じる」割合は比較的低い水準で安定しているが、労働組合がない場合には大きく変動している。第一点とあわせて考えると、労働組合の存在は失業不安を押し下げ、かつ安定させる効果があるといえよう。

以上のことから、労働組合には失業不安を和らげる効果があり、大きな経済的ショックがあったときにこの効果は大きいといえる。

IV

生活に関する不安と労働組合

1 生活不安の影響要因の分析

働き方の多様化や社会・経済の急激な変化が著しい昨今において、勤労者は失業不安のみならず、さまざまな

生活不安を抱えていることが指摘されている。そこで、ここでは2009年4月調査で実施した「現状の生活で感じる不安」についての調査結果（トピックス調査）から、勤労者の生活不安の感じ方に影響を与えている要因について探してみたい。

この調査では、現状の生活で（ア）世帯収入の見込み（イ）世帯が保有する資産価値（ウ）老後の生活設計（エ）自分の健康（オ）家族の健康の5つの項目に対して、それぞれの程度不安を感じているか、についてたずねている。単純集計をみると、（ア）では72.4%、（イ）では48.8%、（ウ）では79.6%、（エ）では61.1%、（オ）では61.5%の勤労者が「不安を感じている（「特に不安を感じている」と「やや不安を感じている」の合計）」としている。この結果からは、家計的な不安についてはストックよりもフローに関する不安を感じる傾向が強く、将来生活設計への不安にいたっては最も高い割合で不安を感じていることがわかる。景気が急速に悪化したなかで先行きの不透明さから、多くの勤労者が生活に関する不安を抱えていたといえよう。

とはいえ、こうした生活不安はすべての勤労者が一様に感じていたわけではなく、特に不安を感じやすいグループがある。以下では、なかでも家計的な不安である「世帯収入の見込み」、将来生活設計への不安としての「老後の生活設計」、平穏な生活を脅かす不安としての「自分の健康」の3つの生活不安について、多変量解析によって、それぞれの不安の感じ方を規定する要因を分析する。

2 分析方法

分析は、「不安を感じている（「特に不安を感じている」と「やや不安を感じている」の合計）」を「1」、「不安を感じていない（「あまり不安を感じていない」と「不安を感じていない」の合計）」を「0」として被説明変数とし、二項ロジスティック回帰を行った（いずれも「わからない」と無回答は除いた）。説明変数には、基本属性として、性別、年齢階級、最終学歴、世帯年収、配偶者の有無、子どもの有無、に加えて、家計を支える責任感への影響を考慮して主たる生計支持者が否かを選択した。また、働き方や勤め先などが生活に及ぼす影響を踏まえて就業形態、勤め先の従業員規模を説明変数として加え、さらには先行きの収入や生活の基盤となる雇用・賃金に

おけるセーフティネットになりうるという観点から労働組合への加入状況を追加した。健康不安については、長時間労働と健康被害の関係が繰り返し指摘されているので、週実労働時間（残業時間を含む）を説明変数に加えた。ただし、世帯収入に対する不安と老後の生活設計に対する不安については、男性と女性では働き方や家庭における役割・責任に違いがあることが想定されるため、各説明変数が不安の感じ方に与える影響が異なると考えられる。それゆえ男性と女性に分けて分析した。

3 分析結果

（1）家計、将来生活に対する不安

図表5は世帯収入の見込みに対する不安と老後の生活設計に対する不安についての分析の結果である。まず、男性は配偶者がいる場合において有意に不安が軽減され、一方女性ではそのような特徴はみられない。しかし、女性は子どもがいる場合において有意に不安を感じる傾向が強くなる。男性にとって、配偶者を得ることが心理的に良い影響を与えているとも考えうるし、逆に家計管理を配偶者に任せる男性が多いことで不安を感じにくくなっているのかもしれない。子どもをもつ女性で不安が強くなることは、子育てに主にかかわることが多いために、教育費や養育費の増大に敏感に反応し収入不安を感

図表5 生活不安に影響を与える要因
（ロジスティック回帰分析の結果）

	世帯収入の見込みに対する不安				老後の生活設計に対する不安				
	男性		女性		男性		女性		
	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比	係数	オッズ比	
年齢階級	[20代]								
	30代	1.09 **	2.99	-0.04	0.96	0.70	2.02	1.26 **	3.51
	40代	1.51 ***	4.51	0.50	1.64	1.08 *	2.95	1.09	2.96
	50代	1.09 **	2.97	0.13	1.14	0.87	2.38	0.26	1.30
最終学歴	[中学・高校卒]								
	専修・各種学校・短大・専門学校卒	-0.02	0.98	0.49	1.62	-0.10	0.90	0.30	1.35
	四年制大学卒・大学院修了	-0.40	0.67	-0.20	0.82	-0.81 *	0.45	0.00	1.00
生計支持状況	[生計補助者]								
	主たる生計支持者	0.26	1.30	-0.12	0.89	0.87 *	2.39	-0.31	0.73
労組への加入状況	[労組非加入者]								
	労組加入者	-0.09	0.92	-0.02	0.98	-0.74 **	0.48	0.17	1.18
就業形態	[非正社員]								
	正社員	-0.42	0.66	0.03	1.03	-0.92	0.40	0.39	1.47
世帯年収	[600万円以上]								
	800万円未満	0.81 ***	2.24	0.98 **	2.67	0.25	1.28	-0.16	0.85
勤務先の従業員規模	[99人以下]								
	100~999人	0.52 *	1.69	0.50	1.65	0.20	1.22	0.53	1.70
	1000人以上	0.36	1.44	0.56	1.75	0.51	1.66	0.60	1.83
婚姻状態	[配偶者なし]								
	配偶者あり	-1.55 ***	0.21	-0.45	0.64	-1.21 *	0.30	-1.13 *	0.32
子どもの有無	[子どもなし]								
	子どもあり	0.57	1.77	1.03 **	2.80	0.76 *	2.14	0.76	2.13
N		412		271		399		263	
-2 対数尤度		441.516		277.392		325.572		211.359	
カイ2乗		28.324		25.735		32.362		12.885	
Cox-Snell R2乗		0.066		0.091		0.078		0.048	

有意水準 ***1%未満、**5%未満、*10%未満。[]はリファレンス・カテゴリー

じやすくなるのではないかと考えられる。また、世帯年収の低い勤労者が有意に不安を感じる傾向が強いことは当然だが、労働組合への加入が不安の感じ方に負の効果を与えていないことは、労働組合の賃金処遇の維持・向上に向けた取り組みが組合員の不安の軽減に大きな影響を与えていないともいえる。

つぎに老後の生活設計に対する不安についてみると、男性では、主たる生計支持者、子どもがいる場合に有意に強く不安を感じており、逆に、労働組合への加入者や、配偶者がいる場合に有意に不安が弱まっている。また、女性においては、男性と同様に配偶者がいる場合に有意に不安が弱まっている。男性の労働組合加入者で老後生活設計に対する不安が弱まっている背景には、女性に比べて年金受給年齢が先んじて引き上げられるなかで、労働組合の定年後再雇用や定年延長への取り組みが強化されていることがあるかもしれない。しかし一方で、年齢や就業形態をコントロールしてもなお女性の労働組合加入者の不安は軽減されていない。

(2) 自分の健康に対する不安

平穏な生活をおくるためには健康であることが大切であるが、健康に対する不安はどのような場合に感じるのであろうか。図表6の分析結果からは、年齢階級の上

図表6 自分の健康に対する不安に影響を与える要因
(ロジスティック回帰分析の結果)

		係数	オッズ比
性別	[女性]		
	男性	-0.13	0.88
年齢階級	[20代]		
	30代	0.46	1.59
	40代	0.75 **	2.11
	50代	1.11 ***	3.03
最終学歴	[中学・高校卒]		
	専修・各種学校・短大・専門学校卒	-0.43 *	0.65
	四年制大学卒・大学院修了	-0.46 **	0.63
生計支持状況	[生計補助者]		
	主たる生計支持者	0.60 **	1.83
労働組合への加入状況	[労働非加入者]		
	労働組合加入者	-0.42 **	0.66
就業形態	[非正社員]		
	正社員	-0.32	0.73
世帯年収	[600万円以上]		
	600万円未満	0.14	1.15
勤務先の従業員規模	[99人以下]		
	100～999人	0.25	1.28
	1000人以上	0.36	1.43
婚姻状態	[配偶者なし]		
	配偶者あり	-0.66 **	0.52
子どもの有無	[子どもなし]		
	子どもあり	0.40	1.49
平均的な実労働時間(残業含む)	[35時間未満/週]		
	35～40時間/週	-0.72 **	0.49
	40～50時間/週	-0.42	0.66
	50～60時間/週	-0.37	0.69
	60時間以上/週	-0.11	0.89
N		679	
-2 対数尤度		831.557	
カイ2乗		59.801	
Cox-Snell R2乗		0.084	

有意水準***1%未満、**5%未満、*10%未満。[]はリファレンス・カテゴリー

昇が自分の健康に対する不安に正の効果を与えており、さらに主たる生計支持者である場合に、有意に健康不安を感じる傾向が強くなること明らかにになった。主たる生計支持者は家庭での責任を重く受け止めていることから、自分の健康に対して慎重に捉えていると考えられる。これに対して、高学歴者、労働組合加入者、配偶者がいる場合に健康不安が弱い傾向にある。

一方、労働組合への加入が健康不安を感じることに對してマイナスの影響を及ぼしており、労働組合の取り組みが健康不安を軽減することにつながっていると考えられる。また、配偶者の存在が健康不安を感じることにマイナスの影響を与えていることは、婚姻によって生活習慣が規則正しくなることや家庭生活への責任感から健康への配慮が増すことによる影響ではないだろうか。

実労働時間が健康不安に与える影響については、長時間労働がもたらす健康被害の報告があることから、労働時間が健康不安を増幅させているという仮説をたてたが、本分析においてはこの仮説は支持されなかった。その理由としては、健康不安がないがゆえに長時間働くことができるという因果関係も推察される。

4 小括

分析の結果から家計収入、将来生活設計、健康といった生活不安について、婚姻が不安軽減につながるの効果が確認された。昨今の若年者問題において若年者の雇用の不安定化、低所得が結婚を妨げていると指摘されているが、勤労者の不安払拭のためにもこうした課題を克服することの重要性を示唆している。

さらに将来生活設計、健康における不安については、労働組合加入の不安軽減効果が確認された。一方で、労働組合の本質的課題であるはずの収入不安については、労働組合加入状況との有意な関係はみられなかった。労働組合は、組織率の低下や、労働組合の求心力の低下が指摘されているなかで、働くものの抱える不安をいかにして払拭するのかという視点で何ができるのか、を改めて見つめ直すことが求められているといえよう。

むすび

本稿の分析から明らかになった点をまとめると以下の

通りである。

- (1) ここ10年間の勤労者の失業不安を「感じる」割合は17.8～28.3%の間を推移しており、高い水準にある。失業不安は失業率の変動と連動しており、男性の非正社員で不安が強い。また、労働組合の存在は勤労者の失業不安を和らげている。
- (2) リーマンショック後の勤労者に対する生活不安を分析したところ、配偶者の存在が家計収入、将来生活設計、健康といった不安を軽減していることが明らかになった。また、労働組合が生活不安を和らげる効果は、収入不安については確認できなかったが、将来の生活設計の不安、健康における不安についてはこの効果が確認された。

労働組合の組織率低下、影響力の低下が議論されるようになって久しいが、今回の結果からは、労働組合は勤労者の失業、将来の生活、健康に関する不安を和らげており、その存在意義はまだまだ大きいといえる。しかしその一方で、収入不安については労働組合効果がみられなかったことから、今後の処遇条件向上に関する取り組みのさらなる強化が求められる。また、配偶者がいることで生活不安が減少することから、雇用の不安定さ、長時間労働、低賃金など結婚の障害となる要因を排除することが求められよう。

最後に、本稿の分析には克服されるべき課題が残っている。たとえば、失業不安の分析については、単純な属

性別の時系列での比較にとどまっている。その他の要因もコントロールしたうえで、労働組合が失業不安を緩和する効果を検証する必要がある。また、生活不安の分析については、直接的に労働組合の取り組み内容と関連づけた分析を行う必要がある。健康不安の分析についても、本人の健康状態を考慮に入れる必要がある。

※本稿は、南雲智映・小熊栄（2011）「勤労者が抱える失業と生活の不安—『勤労者短観』10年間の分析」『日本労働研究雑誌』No.612（2011年7月号）、pp29-40の内容を要約し、再構成したものである。先行研究、より詳細な内容、参考文献についてはそちらを参照されたい。

- 1 最新の第21回調査（2011年4月調査）より、それまで採用していた郵送モニター調査からインターネットモニターへ切り替えている。そのため、厳密な時系列接続ができないという理由から、第21回調査は今回の分析からは除外している。
- 2 調査票の配布対象は、20代から60代前半までの雇用者であるが、60代前半については人口構成比から求められる配布数より多く配布しているため、報告書では参考値扱いとし、今回の分析にも含めていない。
- 3 選択肢として「かなり感じる」「やや感じる」「あまり感じない」「ほとんど感じない」「わからない」の5つを用意している。
- 4 「勤労者短観」は4月の調査は10月の調査よりも失業不安を「感じる」割合が低い。それゆえ、失業率の動きと一部ズレが生じていると考えられる。なぜ季節性が生じるのかについては、はっきりした理由はわからない。

第24回「連合総研フォーラム」のご案内

—2011～2012年度経済情勢報告—

- 日時 2011年10月25日(火) 13:00～17:00
- テーマ 「職場・地域から絆の再生を（仮題）」
- 場所 東京・一ツ橋「日本教育会館」8階・第一会議室
東京都千代田区一ツ橋2-6-2 道案内専用電話 03-3230-2833
- 参加費 無料

プログラム（一部内容を変更する場合があります）

- 13:00～13:05 主催者代表挨拶
- 13:05～13:30 基調報告「連合総研2011～12年度経済情勢報告」
薦田 隆成（連合総研所長）
- 13:30～14:00 講演「日本経済の現状と課題 —震災後の経済政策を考える—」
小峰 隆夫（法政大学大学院政策科学研究科教授、連合総研経済社会研究委員会主査）
<休憩>
- 14:20～17:00 パネル・ディスカッション「職場・地域から絆の再生を（仮題）」
パネラー
神田 玲子（NIRA（総合研究開発機構）研究調査部長）、北浦 正行（公益財団法人日本生産性本部参事）
篠田 徹（早稲田大学教授）、小峰 隆夫（法政大学大学院政策科学研究科教授）
（コーディネーター）龍井 葉二（連合総研副所長）

<お申し込み方法> 連合総研ホームページ上の専用フォーム（<http://www.rengo-soken.or.jp/>）、もしくはFAX（03-5210-0852）にて、10月17日（月）までにお申し込みください。

雇用は東日本で減少、北海道・中部・西日本で増加

8月17日、厚生労働省は、毎月勤労統計調査の地域別特別集計（6月分）を公表した。この特別集計は、東日本大震災の影響を地域的に捉えるため、東北電力、東京電力管内の計15都県（東北・関東と新潟県および山梨県）を「東日本」とし、それ以外の計32道府県を「北海道・中部・西日本」とする2区分で地域別集計したものである。

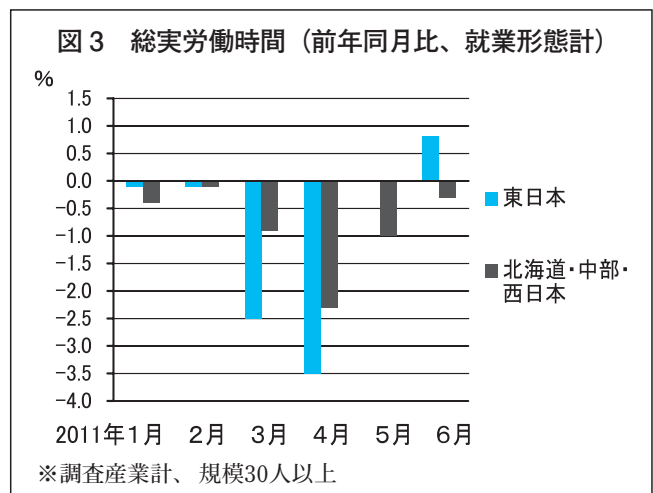
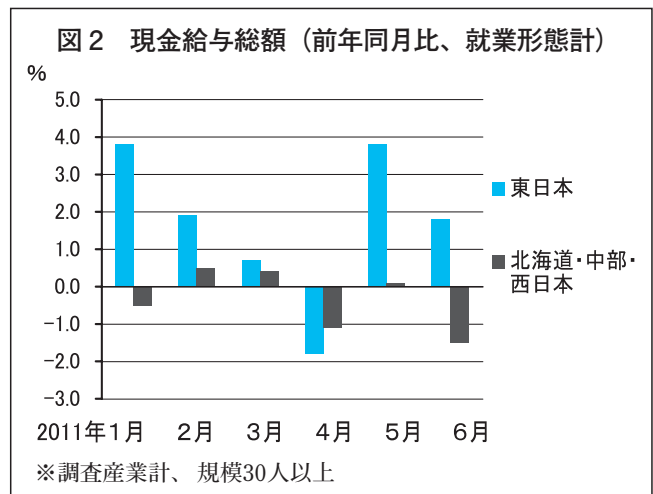
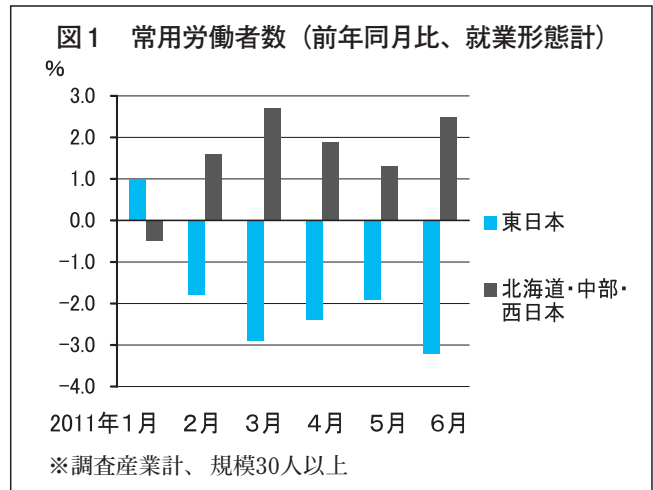
大震災前後を比較して、その特徴がもっとも顕著にあらわれているのが雇用（常用労働者数、対前年同月比）である。2011年2月以降、東日本では減少し、6月には減少幅が大きくなっている。反対に、北海道・中部・西日本では、2月以降、雇用の増加傾向が続いている（図1）。こうした傾向は、一般労働者、パートタイム労働者別にみても同様である。

つぎに現金給与総額（対前年同月比）をみると、東日本では4月にいったん減少となったが、5月、6月で再び増加に転じた。北海道・中部・西日本では、4月に減少、5月にはほぼ横ばいとなり、6月に再び減少に転じた（図2）。

一見すると、東日本で賃金が増えているように見えるが、震災の影響で被災県を中心に有効回収率が低下していることの影響があらわれている可能性に留意が必要である。

総実労働時間（対前年同月比）については、東日本では3月、4月で大幅に減少し、5月には前年と同水準、6月は増加に転じた。北海道・中部・西日本では減少が続いているが、減少幅は小さくなっている（図3）。東日本、北海道・中部・西日本ともに、月を追って所定外労働時間の減少幅が小さくなっていることが関係していると考えられる。

労働時間だけに着目すれば、震災から3カ月で少しずつ事業活動が回復しているように見えるが、雇用面ではきわめて厳しい状況である。なお一層の雇用対策が必要とされている。



出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査地域別特別集計」

INFORMATION

【7・8月の主な行事】

- 7月4日 経済社会研究委員会 (主査:小峰 隆夫 法政大学教授)
6日 所内・研究部門会議
11日 企業行動・職場の変化と労使関係に関する研究委員会 (主査:禹 宗杭 埼玉大学教授)
国の政策の企画・立案・決定に関する研究委員会 (主査:伊藤 光利 関西大学教授)
- 13日 研究部門・業務会議
所内勉強会
企画会議
- 14日 連合選出役員との政策懇談会 【連合3階A会議室】
パート労働法改正の効果と影響に関する調査研究委員会 (主査:緒方 桂子 広島大学教授)
- 20日 所内・研究部門会議
21日 協同組合の新たな展開に関する研究委員会 (主査:高木 郁朗 山口福祉文化大学教授)
- 22日 労働経済白書勉強会(講師:石水 喜夫 厚生労働省労働経済調査官)
労働関係シンクタンク交流フォーラム幹事会
- 26日 21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究委員会Ⅲ
「労働協約とストライキ」 (主査:中村 圭介 東京大学教授)
政策研究委員会
- 8月3日 日本の職業訓練・職業教育事業に関する研究委員会 (主査:今野 浩一郎 学習院大学教授)
所内・研究部門会議
- 4日 経済社会研究委員会 (主査:小峰 隆夫 法政大学教授)
10日 研究部門・業務会議
企画会議
- 23日 所内・研究部門会議
24日 パート労働法改正の効果と影響に関する調査研究委員会 (主査:緒方 桂子 広島大学教授)
- 26日 連合との企画調整会議 【連合8階三役会議室】
29日 21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究委員会Ⅲ
「労働協約とストライキ」 (主査:中村 圭介 東京大学教授)
- 30日 協同組合の新たな展開に関する研究委員会 (主査:高木 郁朗 山口福祉文化大学教授)
- 31日 所内・研究部門会議

【職員の異動】

<退任>

松淵 厚樹(まつぶち あつき) 主任研究員 7月28日付退任

〔ご挨拶〕7月末で連合総研を退任し、厚生労働省に復職しました。2年間の在任中には、非正規労働者の働き方を始め、労使による職業訓練・職業教育のあり方や、震災復興提言等、様々な視点からの検討に参加するなど、大変参考になる経験をさせていただきました。今後とも宜しくお願い致します。(厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課・雇用政策課へ異動)

宮崎 由佳(みやざき ゆか) 研究員 7月31日付退任

〔ご挨拶〕社会システムのあり方が何度と問われたこの時期に、連合総研の調査研究活動に携わり、研究者、調査協力者の皆様より貴重なご意見、ご示唆をいただいたことに感謝しております。連合総研での経験を糧に、今後も労働運動に邁進して参りますので、引き続きのご指導をお願い致します。(電機連合・総合研究企画室へ異動)

<着任>

城野 博(きの ひろし) 研究員 7月1日付着任

〔ご挨拶〕7月1日付で着任いたしました。中部電力では賃金制度の担当部署に所属しておりました。労働者が将来に希望を持って働ける環境づくりや、労働者とその家族の生活向上に寄与する意見提起ができるよう、精一杯取り組みます。よろしくお願いたします。

高原 正之(たかはら まさゆき) 主任研究員 7月29日付着任

〔ご挨拶〕7月29日から連合総研に参りました。これまで厚生労働省で統計を作ってきましたが、これからは統計も使って分析をすることになります。仕事として研究するのは初めてで、自信もありませんが、精一杯努力いたしますので、皆さんからのご支援をよろしくお願いたします。

内藤 直人(ないとう なおと) 研究員 8月1日付着任

〔ご挨拶〕8月1日付で、電機連合より着任致しました。リーマン・ショックや東日本大震災の発生を受けて先が見えない不安定な時代にあって、「働く者のシンクタンク」連合総研が果たすべき役割は何か。そのことを常に意識しながら、調査・研究に取り組みたいと思います。宜しくお願致します。

発行人/薦田 隆成
発行/(公財)連合総合生活開発研究所
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋1-3-2
曙杉館ビル3F
TEL 03-5210-0851
FAX 03-5210-0852

印刷・製本/株式会社コンポーズ・ユニ
〒108-8326
東京都港区三田1-10-3
電機連合会館2階
TEL 03-3456-1541
FAX 03-3798-3303

editor

復興に際して、生活の基盤を成すコミュニティのあり方が改めて問われています。この古くて新しいテーマに対して、研究者そして実務の現場にいらっしゃる方々から貴重なご提言をいた

いただきました。被災地だけでなく日本全体に関わる問題として受け止め、それぞれのフィールドにおいてご活用いただければ幸いです。

(まねき猫)